

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	保育所における保育の実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

四條畷市は、保育所における保育の実施に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

四條畷市長

公表日

令和7年10月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	保育所における保育の実施に関する事務
②事務の概要	四條畷市は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)に基づき保育所への入所に関する手続、保育料決定に関する手続、保育の実施の解除に関する手続等を行っている。 法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 ①保育所の入所申込書の受付、当該申込み者のリストの作成に関する事務 ②①の申込者リストを元に、入所させる児童の選考に関する事務 ③選考結果による入所承諾書又は入所保留通知書の送付に関する事務 ④入所承諾の決定を受けた児童の世帯状況及び世帯員の所得情報を参照した保育料の決定並びに当該決定通知の送付に関する事務 ⑤保育料の納付書作成及び徴収に関する事務 ⑥保育料の滞納整理に関する事務 ⑦申込辞退、保育所退所、住所変更、児童に関する情報等の修正に関する事務 ⑧保育料の変更通知に関する事務 ⑨入所承諾期間の終了通知、保育の実施の解除等に関する事務 申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。 処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。
③システムの名称	子ども子育て支援システム、住基システム、税務情報システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請システム、電子申請システム
2. 特定個人情報ファイル名	
児童情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表の9の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> ☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)第2条別表の17の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども未来部 こども政策課
②所属長の役職名	こども政策課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	四條畷市 総務部 総務課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	四條畷市 こども未来部 こども政策課 〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町1番1号 電話:072-877-2121(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] ＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] ＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] ＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
基礎項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	十分である	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	四條畷市情報セキュリティポリシー等に基づき、漏洩・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適切に情報の管理を行っている	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I 関係情報 5 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	子ども政策課長 藤岡 靖幸	子ども政策課長 溝口 直幸	事後	人事異動
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成29年3月31日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成27年5月25日	平成29年2月1日	事後	
平成30年12月28日	I 関係情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要		申請、届出等は原則窓口、郵送又はサービス検索・電子申請機能で受領する。処分通知等は郵送又はマイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	マイナポータル本格運用開始による
平成30年12月28日	I 関係情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
平成30年12月28日	I 関係情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部 子ども室	子ども未来部	事後	人事異動
令和1年6月24日	I 関係情報 5. 評価実施期間における担当部署 ② 所属長の役職名	子ども政策課長 溝口 直行	子ども政策課長	事後	人事異動
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成29年2月1日	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月24日	IV リスク対策 全項目	なし	項目の追加	事後	様式変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年7月8日	Ⅳ リスク対策 8 監査 実施の有無	内部監査○	自己点検○	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	
令和3年7月1日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	福祉総合システムSWAN、子ども子育て支援シ ステム、住基システム、税務情報システム、統 合宛名システム、中間サーバー	子ども子育て支援システム、住基システム、税 務情報システム、統合宛名システム、中間サー バー	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 4 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第7号及び別表第二の13及び16 の項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の13及び16 の項	事後	番号法改正(令和3年9月1日 施行)に伴う号ズレを修正
令和5年9月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 ③システムの名称	子ども子育て支援システム、住基システム、税 務情報システム、統合宛名システム、中間サー バー	子ども子育て支援システム、住基システム、税 務情報システム、統合宛名システム、中間サー バー、サービス検索・電子申請システム、電子 申請システム	事後	
令和6年7月24日	I 関係情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ①部署	子ども政策課	こども政策課	事後	
令和6年7月24日	I 関係情報 5. 評価実施期間における担 当部署 ②所属長の役職名	子ども政策課長	こども政策課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年7月24日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	子ども未来部子ども政策課	こども未来部こども政策課	事後	
令和6年7月24日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第一の8の項	番号法第9条第1項及び別表の9の項	事後	
令和6年7月24日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び別表第二の13及び16の項	1 情報照会の根拠 番号法第19条第8号及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）第2条別表の17の項	事後	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 1 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年10月29日	II しきい値判断項目 2 取扱者数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和7年4月1日	事前	
令和7年10月29日	IVリスク対策 8.人手を介入させる作業	なし	項目の追加	事前	様式変更
令和7年10月29日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えらえる対策	なし	項目の追加	事前	様式変更